

令和5年度 浜松市家庭児童相談室の相談統計 (児童相談・女性相談)について

1 浜松市家庭児童相談室とは

家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、厚生事務次官通知(発見第92号昭和39年4月22日「家庭児童相談室の設置運営について」)に基づき、福祉事務所に家庭児童相談室が設置されている。

家庭児童相談室は、児童虐待の防止等に関する法律第6条の子ども虐待に係る通告の受理機関であると共に、児童福祉法第25条の要保護児童通告の受理機関である。また、婦人保護事業における女性相談にも応じている。

2 相談種類別対応件数

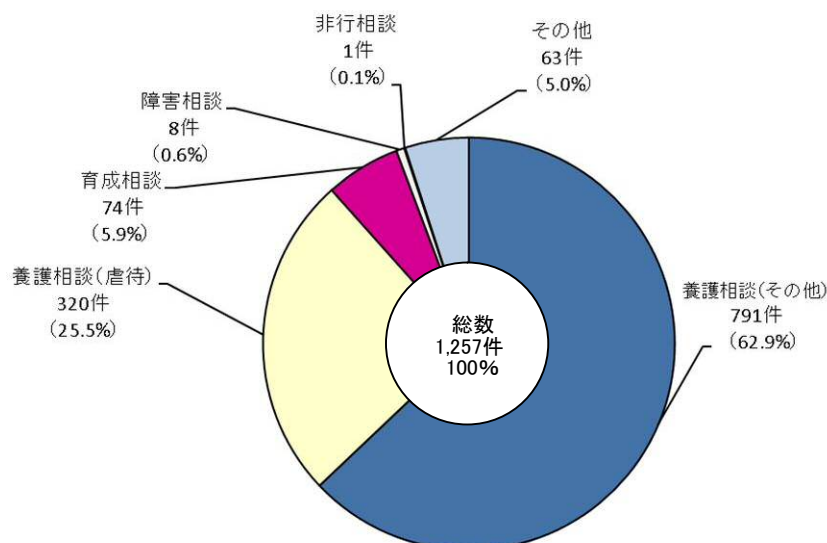
令和5年度の相談対応件数は1,257件で、令和4年度の1,217件と比べ、40件の増でした。また、種類別にみると、養護相談のその他(保護者の病気等による養育困難などの相談)791件(62.9%)を除くと、養護相談の虐待が320件(25.5%)と最も多く、次いで育成相談74件(5.9%)でした。

【表1】

(単位:件)

	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他 相談	計
	虐待	その他						
R5年度	320	791	0	8	1	74	63	1,257
R4年度	332	665	2	10	1	88	119	1,217
増減	△12	126	△2	△2	0	△14	△56	40

【図1】



3 虐待対応の状況

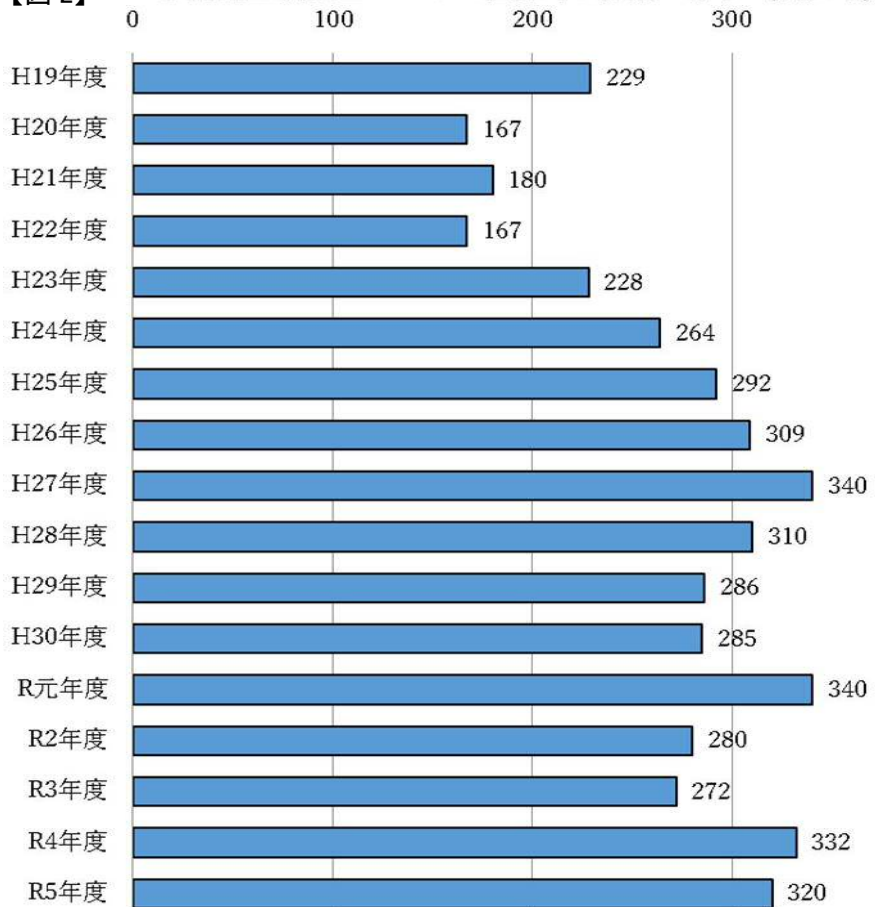
(1) 虐待対応件数の推移

令和5年度の虐待対応件数は320件で、前年度に比べ12件の減でした。

【表2】 (単位:件)

	家庭児童相談室
H19年度	229
H20年度	167
H21年度	180
H22年度	167
H23年度	228
H24年度	264
H25年度	292
H26年度	309
H27年度	340
H28年度	310
H29年度	286
H30年度	285
R元年度	340
R2年度	280
R3年度	272
R4年度	332
R5年度	320

【図2】 家庭児童相談室における虐待対応件数の推移 (浜松市)



(2) 虐待対応の経路

虐待対応の相談経路では、福祉事務所が69件と最も多く、次いで学校等が66件の順でした。

【表3】

(単位:件)

	児童相談所	福祉事務所	保健センター	保育所・認定こども園	医療機関	学校等	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	その他	計
R5年度	11	69	35	24	16	66	0	31	17	51	320
R4年度	4	54	33	26	17	79	3	48	34	34	332
増減	7	15	2	△2	△1	△13	△3	△17	△17	17	△12

(3) 虐待対応の虐待種別

虐待対応の種別では、身体的虐待が 139 件(43.4%)と多く、次いでネグレクトが 91 件(28.4%)、心理的虐待が 90 件(28.1%)でした。

【表 4】 (単位:件)

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	計
R5年度	139 (43.5%)	90 (28.1%)	91 (28.4%)	0 (0%)	320 (100.0%)
R4年度	128 (38.6%)	105 (31.6%)	96 (28.9%)	3 (0.9%)	332 (100.0%)
増 減	11	△15	△5	△3	△12

(4) 被虐待児の年齢別件数

被虐待児の年齢別状況は、小学生が 112 件 (35.0%)、3 歳から学齢前が 102 件 (31.9%)、3 歳未満が 72 件(22.5%)、中学生が 31 件(9.7%)の順でした。

【表 5】 (単位:件)

	0 歳 ～ 3 歳未満	3 歳 ～ 学齢前	小学生	中学生	高校生他	計
R5年度	72 (22.5%)	102 (31.9%)	112 (35.0%)	31 (9.7%)	3 (0.9%)	320 (100.0%)
R4年度	67 (20.2%)	108 (32.5%)	121 (36.5%)	24 (7.2%)	12 (3.6%)	332 (100.0%)
増 減	5	△6	△9	7	△9	△12

(5) 主な虐待者

主な虐待者で一番多いのは、実母の 207 件(64.7%)、次いで実父の 86 件(26.9%)でした。

【表 6】 (単位:件)

	実母	実父	実母以外 の母親	実父以外 の父親	その他	計
R5年度	207 (64.7%)	86 (26.9%)	1 (0.3%)	15 (4.7%)	11 (3.4%)	320 (100.0%)
R4年度	204 (61.5%)	104 (31.3%)	0 (0%)	14 (4.2%)	10 (3.0%)	332 (100.0%)
増 減	3	△18	1	1	1	△12

(6) 対応種別別件数

最も多いのは継続指導の 211 件で全体の 65.9%を占めており、次いで、短期で終わる指導の 81 件(25.3%)でした。

【表 7】

(単位:件)

	短期で 終わる 指導	家庭児童 相談室の 継続指導	他機関 あっせん等	児童相談所 送致	計
R5年度	81 (25.3%)	211 (65.9%)	8 (2.5%)	20 (6.3%)	320 (100.0%)
R4年度	126 (38.0%)	179 (53.9%)	1 (0.3%)	26 (7.8%)	332 (100.0%)
増 減	△45	32	7	△6	△12

4 女性相談の状況

(1) 女性相談件数の推移

令和 5 年度の女性相談件数は 826 件で、そのうちDV*相談は 320 件でした。

*「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成 13 年法律第 31 号)に基づく配偶者(離婚後及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者含む)からの暴力家庭児童相談室における女性相談件数の推移(浜松市)

【表 8】

(単位:件)

	女性相談件数	
		(内訳)DV
H19	673	229
H20	749	250
H21	869	274
H22	1,030	348
H23	1,101	439
H24	1,136	426
H25	1,319	438
H26	1,181	447
H27	1,199	433
H28	1,129	426
H29	972	371
H30	1,026	397
R 元	986	358
R2	993	383
R3	900	346
R4	862	334
R5	826	320

【図 3】 女性相談件数、(内訳 DV) の推移 (浜松市)

